



福岡医発第261号(地)
平成23年 4月25日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 松田 峻 一 良
(公印省略)

死体検案等の実施に関する留意事項について

今般の東日本大震災に係る死体検案につきましては、平成23年4月13日付け福岡医発第131号(地)文書においてご了解をお願いしたところであります。

この度、東日本大震災に係る死体検案等の実施に当たり新たにご留意いただきたい事項として、日本医師会より別添のとおり通知がありましたので、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

【警察庁が警視庁及び各都道府県警宛てに発出した事務連絡において】

1. 同震災によることが明らかな非犯罪死体であつて、他に身元確認の方法がないためDNA型鑑定に必要な資料を採取する場合に、医師、歯科医師により、やむを得ず行われる死体に対する侵襲行為は、それが解剖にわたらない程度の行為であり、かつ、個々の死体の状況に応じ必要最小限度の行為として行われるものであれば、刑法第35条にいう正当業務行為に該当すると解される。
2. 死亡診断書・死体検案書の死亡者の氏名記載欄に、今回の震災により亡くなられたことを識別するための記号「㊟」を記載すること。
3. 現地の実情を踏まえ適宜対処すること。

小郡三井医師会より

会長 蒲池 壽

(法安08) F
平成23年4月21日

都道府県医師会
担当理事 殿

日 本 医 師 会
常任理事 高杉 敬久

死体検案等の実施に関する留意事項について

今般の東日本大震災に係る死体検案については、「死体検案書の作成に関する留意事項について」(平成23年3月17日付け厚生労働省医政局医事課事務連絡)、「死体検案書の作成に関する留意事項(その2)」(同年4月5日付け同事務連絡)が発出され、本会からも平成23年4月7日付け(法安06)文書においてご了知をお願いしたところであります。

本件は、東日本大震災に係る死体検案等の実施に当たり留意いただきたい事項として、上記の事務連絡の他、新たに、(1)警察庁が警視庁及び各道府県警宛に発出した事務連絡において、同震災によることが明らかな非犯罪死体であって、他に身元確認の方法がないためDNA型鑑定に必要な資料を採取する場合に、医師、歯科医師により、やむを得ず行われる死体に対する侵襲行為は、それが解剖にわたらない程度の行為であり、かつ、個々の死体の状況に応じ必要最小限度の行為として行われるものであれば、刑法第35条にいう正当業務行為に該当するとの解釈が示されていること、(2)死亡診断書・死体検案書の死亡者の氏名記載欄に、今回の震災により亡くなられたことを識別するための記号「㊦」を記載することなどが示されるとともに、現地の実情を踏まえ適宜対処することを求めるものであります。

貴会におかれましてもご了知いただくとともに、貴会管下会員への周知方につきまして、よろしくご高配のほどお願い申し上げます。





事 務 連 絡
平成23年4月18日

社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省医政局医事課

死体検案等の実施に関する留意事項について

今回の東北地方太平洋沖地震の発生に伴い、死体検案等の実施に当たり留意いただきたい事項を、別紙のとおり、岩手県、宮城県及び福島県あて周知いたしましたので、御了知いただきますようお願いいたします。



事 務 連 絡

平成23年4月18日

岩手県、宮城県、福島県 医療主管課 御中

厚生労働省医政局医事課

厚生労働省大臣官房統計情報部人口動態・保健統計課

死体検案等の実施に関する留意事項について

今回の東日本大震災に係る死体検案については、「死体検案書の作成に関する留意事項について」（平成23年3月17日付け厚生労働省医政局医事課事務連絡）及び「死体検案書の作成に関する留意事項について（その2）」（平成23年4月5日付け厚生労働省医政局医事課事務連絡）により、死体検案書の作成に関する留意事項を示したところである。

今般、上記の事務連絡の他、死体検案等の実施に当たり留意いただきたい事項を下記のとおりお示しするので、御了知の上、現地の実情を踏まえ適宜対処するとともに、関係者への周知方お願いする。

記

(1) DNA型鑑定資料の採取について

平成23年4月15日付けで、警察庁から警視庁及び各道府県警宛て以下の内容の事務連絡が発出されているので、死体検案の実施に当たり、

御留意願いたい。

【警察庁の事務連絡の内容】

東日本大震災による犠牲者の身元確認について、これまでは所持品や身体特徴を優先して行ってきた。しかし、東日本大震災発生から相当期間が経過していることから、今後、発見・収容される死体については、腐乱等により顔や身体特徴からの身元確認及び指・掌紋の採取、歯型の採取が困難となり、DNA型鑑定以外には身元確認が不可能な場合もあると考えられる。毛髪、心臓血、爪、歯、骨によってDNA型鑑定を行う場合には、その資料採取に当たって、穿刺、切開等の死体に対する最小限の侵襲行為は不可避である。

そこで、東日本大震災によることが明らかな非犯罪死体であって、他に身元確認の方法がないため医師又は歯科医師に依頼してDNA型鑑定に必要な資料を採取する場合に、医師又は歯科医師により、やむを得ず行われる死体に対する侵襲行為は、それが解剖にわたらない程度の行為であり、かつ、個々の死体の状況に応じ必要最小限度の行為として行われるものであれば、刑法（明治40年法律第45号）第35条にいう正当業務行為に該当すると解されることから、このような死体からの資料採取を医師又は歯科医師に依頼する場合には、その旨留意ありたい。

(2) 死亡診断書又は死体検案書の作成に係る留意事項について

今回の東日本大震災に関連する死亡者の診断又は検案を行った医師は、死亡診断書又は死体検案書の作成に当たっては、死亡者の氏名の記載欄に「㊟」と記載していただきたいこと。

なお、既に作成された死亡診断書又は死体検案書については、「㊟」と追記いただく等の特段の対応は必要ないので留意されたいこと。